

玉城町森林経営管理制度基本方針

令和7年11月6日 策定

1. 趣旨

玉城町森林経営管理制度基本方針は、本町に存する森林について、森林の経営管理が円滑に行われるよう本町の取組の基本的な方針を定めるものである。

2. 玉城町の森林の現状

玉城町の総面積は4,091haであり、森林面積は1,255.54haで、総面積の31%を占めている。民有林人工林面積は1,130.34haで人工林率は90%となっている。

表1【玉城町の森林の現状】

		面積	備考
総土地面積		4,091ha	
森林面積		1255.54ha	森林率31%
国有林面積		0ha	
民有林面積		1255.29ha	
	対象内民有林	1255.29ha	
	うち人工林面積	1130.34ha	民有林の人工林率：90%
	天然林面積	95.96ha	
	その他面積	28.99	
	対象外民有林	0ha	

<令和7年2月時点の森林林業統計書をもとに作成>

表2【森林整備状況】

(単位：ha)

区分	人工林	天然林	その他	合計
未整備森林	1129.54	95.96	29.29	1254.79
整備済森林等(表3)	0.5	0	0	0.5
合計	1130.04	95.96	29.29	1255.29

表3【過去10年間の施業等の実績一覧(別表1)】

(単位：ha)

施業者	区分名	人工林	天然林	その他	合計
認定林業事業体	造林事業(間伐) H28	0.5	0	0	0.5
合計		0.5			0.5

3. 玉城町の森林経営管理制度の基本的な考え方

○フロー図

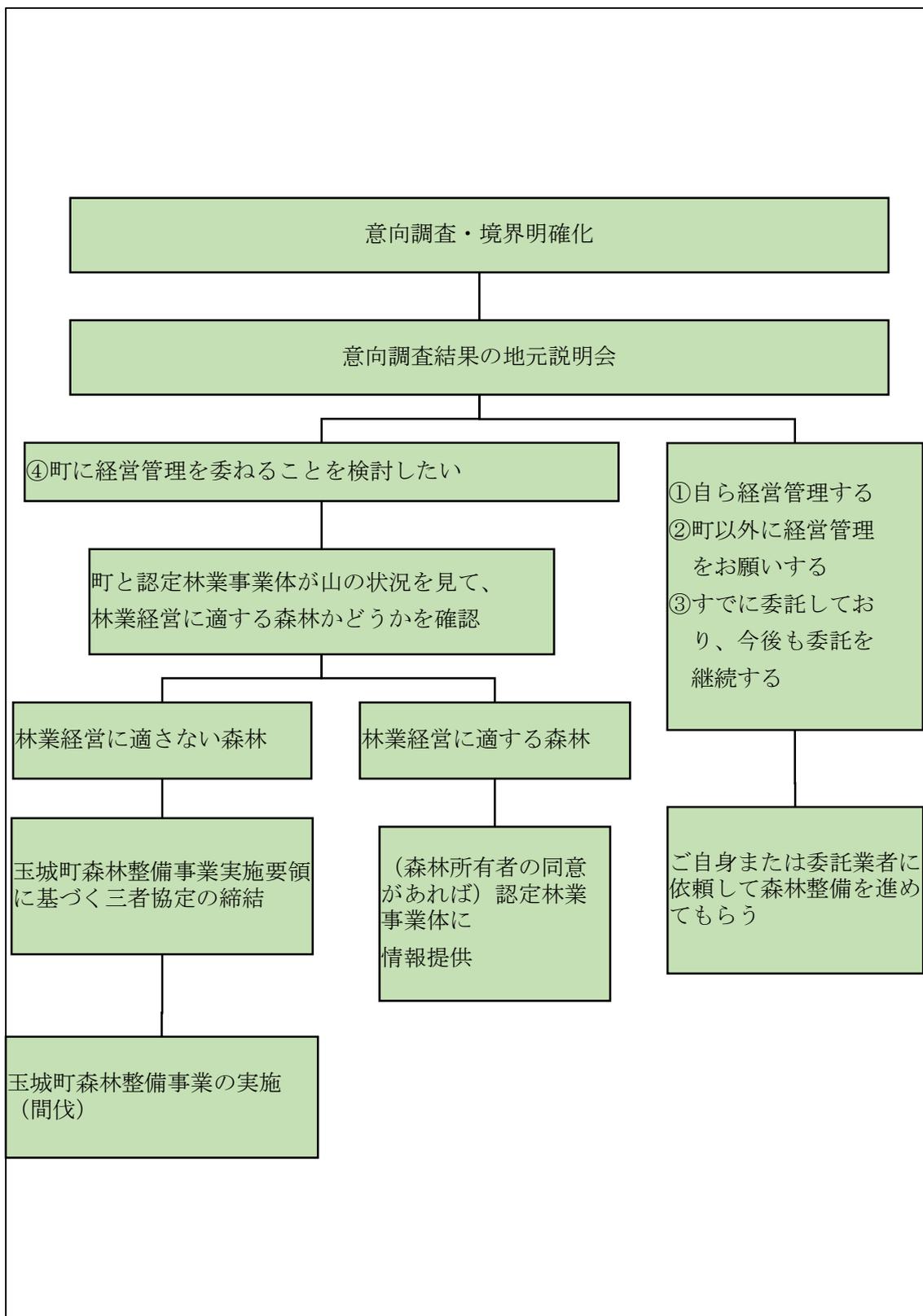


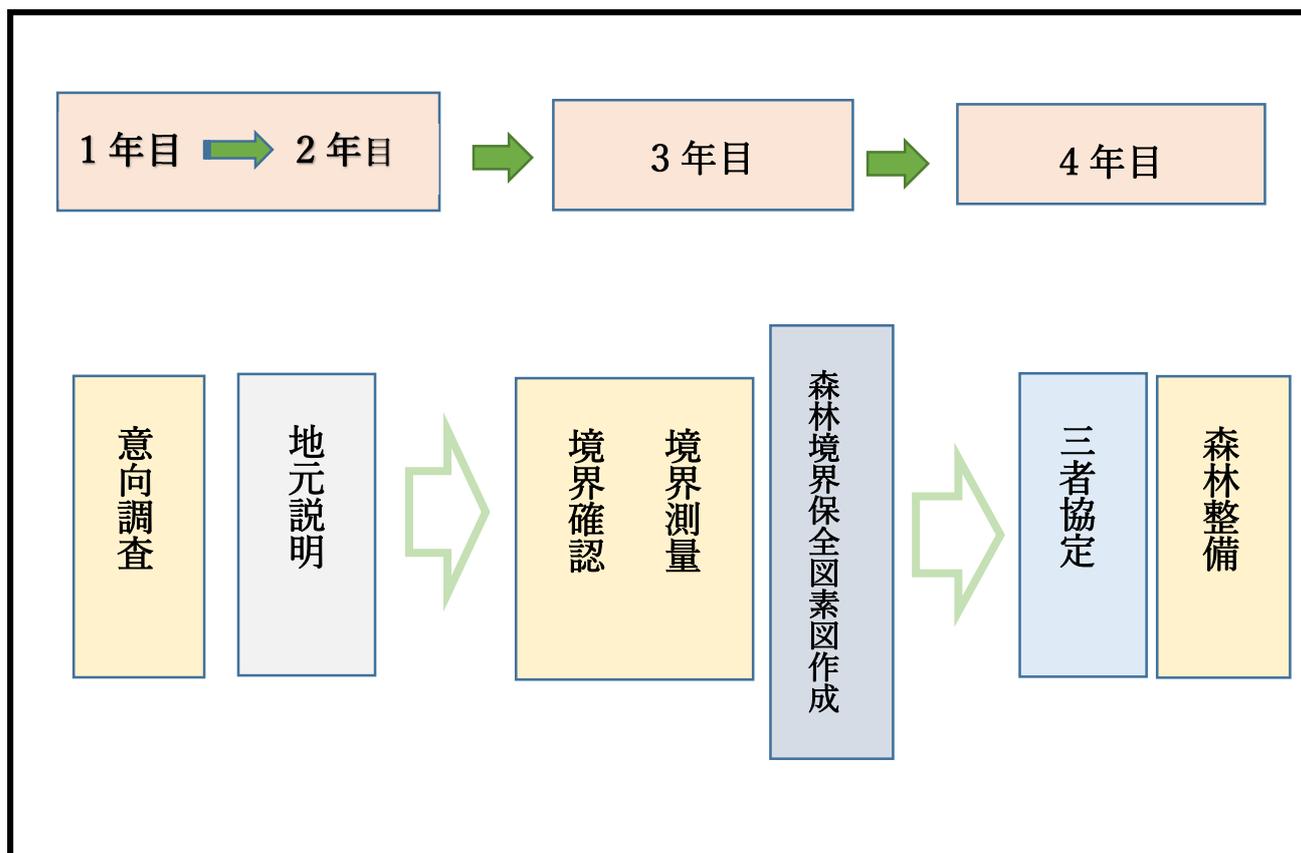
表2【森林整備状況】未整備森林・人工林（1129.54ha）の森林の所有者に対し、意向調査を実施し、森林所有者の意向を確認する。意向調査に際し、必要に応じて境界明確化を実施する。意向調査で「町に経営管理を委ねることを検討したい」と回答のあった森林については、町と認定林業事業体が森林の状況を見て、林業経営に適する森林かどうかを確認し、林業経営に適する森林であった場合は、森林所有者の同意があれば、認定林業事業体に情報提供する。

林業経営に適していない森林は、町・認定林業事業体・森林所有者で三者協定を締結して、間伐を実施する。

表4【玉城町の基本的な考え方】

基本的な考え方	内容	
① 人工林の定義	スギ・ヒノキで構成される森林であること	
② 寄付への対応	受け付けない。	
③ 林業経営に適する森林	自然的条件がよく、路網が整備されているなどの条件が満たされている森林。	
④ 協定締結期間	5年間 ※協定締結から、その区域の森林整備完了に要する年数とする。	
⑤ 管理内容	皆伐再造林	×
	利用間伐（搬出間伐）	×
	切捨間伐（5年間で1回）	○
	巡視（必要に応じて）	○
⑥ 森林保険加入	町は加入しない。	
⑦ 協定の終了後の森林について	この事業で整備を行った森林においては、協定終了後10年間、皆伐は行ってはならない。	

○実施地区に対するスケジュール



4. 玉城町森林整備事業について

(1) 意向調査・境界明確化について

本町における地籍調査の進捗率は約3%であり、そのうち森林の割合はほとんどないことから、意向調査を実施する森林を対象に、意向調査前に森林境界保全図素図（以下、「素図」という）を作成し、素図を活用して意向調査を実施する。その後、境界明確化を実施する。

○意向調査・境界明確化業務の実施の流れ（業務委託）

対象森林内においては、原則、人工林を所有者ごとに境界明確化を実施する。まず、森林境界保全図素図を作成し、意向調査を実施する。その後、境界明確化を実施する。意向調査の方法は、対面または郵送により実施する。境界明確化の方法は、境界立会による森林境界明確化により実施する。業務実施の際は、本方針及び「玉城町森林管理業務（境界測量）仕様書」に基づき実施することとする。

○意向調査の対象とする森林

意向調査の対象とする森林は、『表2【森林整備状況】未整備森林・人工林(1129.54ha)』とする。

表5【意向調査対象森林の抽出方法】

抽出条件	抽出するためのデータ	データ単位
①一帯が概ね人工林であること	森林簿、林地台帳	林小班
②過去10年間、森林経営管理が行われていないこと	森林簿と各事業関係資料・森林法関係届出書等（表3以外の山林）	林小班
③私有林であること （個人、法人・団体の所有を問わない）	森林簿、林地台帳	林小班

○意向調査を進める地域の優先順位の選定方法

1. 下記表6の意向調査の優先度に従って順位を決定する。

表6【意向調査の優先度】

優先度	項目	内容	配点
優先度1	対象林班内に災害警戒区域がある	A: 対象林班内に災害警戒区域がある	10 (点)
		B: 対象林班内に災害警戒区域がない	0
優先度2	対象林班内にため池がある	A: 対象林班内にため池がある	6
		B: 対象林班内にため池がない	0
優先度3	対象林班内に住民の日常生活にかかわりを持つ施設がある	A: 対象林班内に施設がある	3
		B: 対象林班内に施設がない	0

2. 優先度が同順位の場合、森林面積の多い小学校区(外城田→下外城田→有田→田丸)を優先に進める。

(2) 意向調査・境界明確化業務実施後のながれについて

意向調査票 問4の回答結果により、森林所有者の意向に沿った対応を実施する。

表7【意向調査・境界明確化業務実施後のながれ】

設 問	対応方法
1. 自ら経営管理をしていく。	ご自身または委託業者に依頼して森林整備を進めてもらう。
2. 町以外に、経営管理をお願いする。	
3. すでに委託しており、今後も委託を継続していく。	
4. 町に経営管理を委ねることを検討したい。	林業経営に適しているか否か判断する。 ①林業経営に適する森林 認定林業事業体に情報提供する。 ②林業経営に適しない森林 森林境界明確化実施後、認定林業事業体・森林所有者で5年間の三者協定を締結して、間伐を実施する。三者協定については、「玉城町森林整備事業実施要領」によるものとする。
5. その他	必要があれば対応する。

(3) 境界立会による森林境界明確化の流れについて

意向調査・境界明確化の結果により、森林所有者への事業説明を行い、立会により境界明確化業務を実施する。

表8【境界立会による森林境界明確化（業務委託）】

工 程	留 意 点
① 施工箇所の選定・施工伺い・契約	事前に区（自治会）へ連絡・調整
② 情報収集と調査図素図および現地調査票作成	地番図あり：地番図を参考に登記簿請求 地番図なし：地域森林計画図・林地台帳を参考に登記簿請求
③ 境界案の作成	
④ ③をもとに森林所有者へ「依頼文」「意向調査票」「森林境界明確化事業説明会への出欠票」「委任状」送付	(送付先について) 生死の確認：住民票・戸籍謄本・戸籍の附票を請求して確認 返戻の場合：区（自治会）役員に聞き取り等により確認し、それでも不明の場合は再送付しない
⑤ 森林所有者への事業概要説明	
⑥ 森林所有者全員へ「現地立会の日程調整」郵送（委任状同封）	森林境界明確化事業説明会の出席者に対しては、説明会時に渡す。
⑦ 日程調整と「立会日決定通知書」送付	
⑧ 現地立会	
⑨ ⑧をもとに森林境界図（案）の作成	
⑩ 森林境界図（案）を郵送し、同意を得る	
⑪ 境界確認図作成	
⑫ 林地台帳の図面修正	
⑬ 検査	
⑭ 支払	

(4) 間伐業務の実施

森林整備は「選木」、「伐倒」、「枝払」、「玉切」の作業を実施し、切捨間伐（1回）とする。業務の実施に当たっては、仕様書に準ずる。

ただし、玉城町森林整備計画に基づいて、施業の実施にあたっては、間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象災害等に十分注意した上で本数間伐率は30%程度とする。

(5) 森林巡視

火災、病虫害および気象災害の予防のため、必要に応じて森林巡視を行うものとし、当該巡視は林内道路等からの目視によって判断できる限りで実施するものとする。

5. 事業計画

別表のとおり。

6. 方針の見直しについて

基本方針については、毎年度末に見直しができるものとする。

見直しの結果変更する必要がある場合は、担当課長が玉城町森林経営管理制度基本方針会議を開催して行う。なお、変更箇所は赤字で記載するものとする。

※新旧対照表の作成は省略できるものとする。